

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面)

令和5年12月1日

株式会社ピアズ

令和5年12月1日

吸収合併に関する事後開示事項

東京都港区西新橋二丁目9番1号
PMO西新橋ビル5階
株式会社ピアズ
代表取締役社長 桑野 隆司

当社は、令和5年10月6日付で当社と株式会社ウィルコーポレーションの間で締結した吸収合併契約に基づき、令和5年12月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ウィルコーポレーションを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行いました。本合併に関する事項は、下記のとおりです。

記

1 本件吸収合併が効力を生じた日(会社法施行規則第200条第1号)

令和5年12月1日

2 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第200条第2号)

(1) 反対株主の差止請求手続について(会社法第784条の2)

ウィルコーポレーションは、吸収合併手続当時、当社の完全子会社であり、その後当社が吸収合併した株式会社ウィルの完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について(会社法第785条)

ウィルコーポレーションは、吸収合併手続当時、当社の完全子会社であり、その後当社が吸収合併した株式会社ウィルの完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続について(会社法第787条)

ウィルコーポレーションは、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続について(会社法第789条)

ウィルコーポレーションは、会社法第789条第2項及び第3項の規定に従い、2023年10月18日付の官報及び電子公告において、債権者に対し本件吸収合併に対する異議申述の催告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

3 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに第797条及び第799条の規定による手続の経過(会社法施行規則第200条第3号)

(1) 反対株主の差止請求手続について(会社法第796条の2)

当社において、本件吸収合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について(会社法第797条)

当社において、本件吸収合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者異議手続について(会社法第799条)

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に従い、2022年10月18日付の官報及び電子公告において、債権者に対し本件吸収合併に対する異議申述の催告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4 本件吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第200条第4号)

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、ウィルコーポレーションの資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項(会社法施行規則第200条第5号)

別紙のとおりです。

6 会社法第921条の変更の登記(吸収合併による変更の登記)をした日(会社法施行規則第200条第6号)

令和5年12月1日(予定)

7 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項(会社法施行規則第200条第7号)

当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本件合併契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本件吸収合併を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき、本件吸収合併に反対する旨を通知した当社の株主はいませんでした。

以上

令和5年10月18日

東京都港区西新橋二丁目9番1号
PMO西新橋ビル5階
株式会社ピアズ
代表取締役社長 桑野 隆司

神奈川県横浜市西区北幸一丁目
11番15号STビル
株式会社ウィルコーポレーション
代表取締役 加藤 信之

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

株式会社ピアズ（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及び株式会社ウィルコーポレーション（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、それぞれ取締役会の決議等必要な手続を経て、令和5年10月16日付吸収合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結し、吸収合併存続会社及び株式会社ウィルとの間で同日に締結する吸収合併契約に基づき、株式会社ウィルを同契約における吸収合併消滅会社として行う吸収合併の効力発生を条件として、令和5年12月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併です。本合併に関する事前開示事項（会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項）は、以下のとおりです。

1 吸収合併契約の内容

本合併契約の内容は、別紙1（吸収合併契約書の写し）のとおりです（会社法第782条第1項、同法第794条第1項）。

2 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません（会社法施行規則第182条第1項第1号、同規則第191条第1号）。

3 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません（会社法施行規則第182条第1項第2号）。

4 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません（会社法施行規則第182条第1項第3号、同規則第191条第2号）。

5 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等は、有価証券報告書および四半期報告書を

関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）によりご覧頂けます。なお、吸収合併存続会社は、最終事業年度の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません（会社法施行規則第191条第3号及び同第5号）。

（2）吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収消滅存続会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2（計算書類）のとおりです。なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません（会社法施行規則第182条第1項第4号）。

6 債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後も、吸収合併存続会社の収益及びキャッシュフローの状況につき、吸収合併存続会社による債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ想定されておりません。

したがって、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはありと判断します（会社法施行規則第182条第1項第5号、同規則第191条第6号）。

7 補足

以上の記載内容に変更が生じた場合、変更が生じた事実及びその内容をただちに開示いたします（会社法施行規則第182条第1項第6号、同規則第191条第7号）。

以 上

吸収合併契約書

株式会社ピアズ（以下、「甲」という。）と株式会社ウィルコーポレーション（以下、「乙」という。）は、両者の合併に関し、次のとおり合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（合併の方法）

甲及び乙は、甲及び株式会社ウィル（以下「丙」という。）との間で締結する吸収合併契約に基づき行う吸収合併（吸収合併存続会社：甲、吸収合併消滅会社：丙）の効力発生を条件として、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併して、甲が乙の権利義務の全部を承継する（以下、「本合併」という。）。

第 2 条（合併をする会社の商号及び住所）

吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

① 吸収合併存続会社

商号 株式会社ピアズ

住所 東京都港区西新橋二丁目 9 番 1 号 PMO 西新橋ビル 5 階

② 吸収合併消滅会社

商号 株式会社ウィルコーポレーション

住所 神奈川県横浜市西区北幸一丁目 1 1 番 1 5 号横浜 S T ビル

第 3 条（交付する金銭等）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、甲の株式又はこれに代わる金銭等の対価の交付を行わない。

第 4 条（甲の資本金及び準備金の額）

本合併に際し、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。ただし、効力発生日の前日における乙の資産及び負債の状態により、甲及び乙が協議のうえこれを変更することができる。

第 5 条（効力発生日）

本合併の効力発生日は令和 5 年 1 2 月 1 日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

第 6 条（株主総会の承認）

- 1 乙は、会社法 7 8 4 条 1 項の規定により合併契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。
- 2 甲は、会社法第 7 9 6 条第 2 項の規定により、合併契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

第 7 条（会社の財産の承継）

乙は、令和 4 年 9 月 3 0 日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加味した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に

引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条（会社財産に対する善管注意義務等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行並びに一切の財産の管理及び運営を行う。また、甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ協議し合意の上、これを行う。

第9条（従業員の処遇）

甲は、乙の従業員を効力発生日において、甲の従業員として引き継ぐ。その際の細目については甲及び乙が協議して定める。

第10条（合併条件の変更、合併契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、経営環境の変化、業績の著しい変動、若しくは天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産、若しくは経営状態に重要な変動を生じたときは、協議の上で合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約の電磁的記録を作成し、甲乙合意のあと電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和5年10月16日

甲 東京都港区西新橋二丁目9番1号PMO西新橋ビル5階
株式会社ピアズ
代表取締役 桑野 隆司

乙 神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番15号横浜STビル
株式会社ウィルコーポレーション
代表取締役 加藤 信之

貸借対照表

令和 4年 9月30日 現在

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 18,631,253】	【流 動 負 債】	【 1,653,627】
現 金 ・ 預 金	16,128,705	買 掛 金	386,440
売 掛 金	1,559,250	法 人 税 等 充 当 金	74,500
前 払 費 用	47,298	未 払 費 用	1,023,267
繰 延 税 金 資 産	896,000	預 り 金	112,120
		未 払 消 費 税 等	57,300
		負 債 合 計	1,653,627
		純 資 産 の 部	
		【株 主 資 本】	【 16,977,626】
		[資 本 金]	[1,000,000]
		[利 益 剰 余 金]	[15,977,626]
		(そ の 他 利 益 剰 余 金)	(15,977,626)
		繰 越 利 益 剰 余 金	15,977,626
		純 資 産 合 計	16,977,626
資 産 合 計	18,631,253	負 債 ・ 純 資 産 合 計	18,631,253

損 益 計 算 書

自 令和 3年10月 1日
至 令和 4年 9月30日

(単位：円)

I 売	上	高							
	売	上	高		15,745,123		15,745,123		
II 売	上	原	価						
	外	注	費		2,538,456		2,538,456		
		売	上	総					13,206,667
III 販	売	費	及	び					
		一	般	管					
		理	費						
	給	料	手	当	10,444,492				
	賞	与	手	当	800,000				
	法	定	福	利	849,506				
	旅	費	交	通	526,366				
	通	信	費		92,940				
	租	税	公	課	12,272				
	消	耗	品	費	463,301				
	事	務	費		285,000				
	支	払	手	数	1,350,150				
	打	合	会	議	115,295		14,939,322		
		營	業	損					1,732,655
		失							
IV 營	業	外	収	益					
	受	取	利	息	315				
	雜	収	入		345,007		345,322		
V 營	業	外	費	用					
	支	払	利	息	127,608		127,608		
		經	常	損					1,514,941
		失							
VI 特	別	利	益						
	貸	倒	引	当	10,000		10,000		
		金	戻	入					
		益							
		税	引	前			1,504,941		
		当	期	純					
		損	失						
		法	人	税			74,548		
		、	住	民					
		税	及	事					
		業	税						
		法	人	税			△896,000		
		等	調	整					
		額							
		当	期	純			683,489		
		損	失						

株主資本等変動計算書

		自 令和 3年10月 1日 至 令和 4年 9月30日	(単位：円)
株主資本			
資本金	当期首残高及び当期末残高		<u>1,000,000</u>
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		16,661,115
	当期変動額	当期純損失	<u>683,489</u>
	当期末残高		<u>15,977,626</u>
利益剰余金合計	当期首残高		16,661,115
	当期変動額		<u>△683,489</u>
	当期末残高		<u>15,977,626</u>
株主資本合計	当期首残高		17,661,115
	当期変動額		<u>△683,489</u>
	当期末残高		<u>16,977,626</u>
純資産合計	当期首残高		17,661,115
	当期変動額		<u>△683,489</u>
	当期末残高		<u>16,977,626</u>

個 別 注 記 表

自 令和 3年10月 1日
至 令和 4年 9月30日

1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ア. 時価のあるもの・・・移動平均法に基づく原価法
 - イ. 時価のないもの・・・移動平均法に基づく原価法
 - ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法による原価法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産
 - ・・・平成10年4月1日以降取得の建物については定額法、平成28年4月1日以降取得の建物附属設備および構築物についても定額法
 - ・・・それ以外の資産については定率法
 - 無形固定資産・・・定額法
 - (3) 引当金の計上基準
貸倒引当金・・・法人税法の規定に準じて計上
 - (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ① リース取引の処理方法
リース取引については売買取引に係る方法に準じて処理しています。
 - ② 消費税の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっています。
3. 貸借対照表に関する注記
 - (1) 有形固定資産の減価償却累計額 0円
 - (2) 受取手形割引高 0円
 - (3) 受取手形裏書譲渡高 0円
4. 株主資本等変動計算書に関する注記
 - (1) 当該事業年度の末日における発行済普通株式の数 20株
 - (2) 当該事業年度の末日における自己株式の数 0株
 - (3) 当該事業年度の末日における発行済種類株式の数 0株
5. 1株当たり情報に関する注記
 - (1) 1株当たりの純資産額 848,881円30銭
 - (2) 1株当たりの当期純利益金額 △34,174円45銭

別紙の通り報告致します。

令和 4年11月24日

株式会社ウィルコーポレーション

代表取締役

加藤 信之